

会 議 名	第1回港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業業務委託候補者選考委員会
開 催 日 時	令和4年12月20日（火）午後2時から午後3時30分まで
開 催 場 所	リモート（teams）会議
委 員	（出席者）湯川保健福祉支援部長（委員長）、大原生活福祉調整課長（副委員長）、中村芝浦港南・区民課長、小笹障害者福祉課長、二宮健康推進課長 （欠席者）なし
事 務 局	生活福祉調整課自立支援担当黒川担当係長、藤倉担当
会 議 次 第	1 開会 2 委員長・副委員長の選出について 3 選考委員会選考スケジュール（案）について 4 事業候補者募集要項（案）について 5 採点基準表（案）について 6 閉会
配 付 資 料	資料1 港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業業務委託候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業業務委託候補者選考委員会委員名簿 資料3 選考委員会選考スケジュール（案） 資料4 港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業業務委託候補者募集要項（案） 別紙1 仕様書（案） 別紙2 港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業業務委託候補者選考基準（案） 【様式1】質問書 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書 【様式3】共同事業体構成書 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 【様式3-3】委任状 【様式4】事業者概要及び業務実績 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール 【様式7】企画提案書 【様式8】プロポーザル参加辞退届

	資料5 採点基準表（一次審査）（案） 資料5-2 採点基準表（二次審査）（案）
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 開会 2 委員長・副委員長の選出について 当委員会では、選考委員会設置要綱第5条において「委員長・副委員長」について定めており、委員長は湯川保健福祉支援部長、副委員長は大原生活福祉調整課長です。 これより先の議事進行は湯川委員長に行っていただく。
事務局 A委員 事務局 委員長	3 選考委員会選考スケジュール（案）について （資料に基づき説明） 複数の事業者が応募する見込みはあるか。 過去に受託していた事業者、現事業者は応募が見込まれる。 募集情報が多くの事業者の目に触れるよう掲載箇所・方法を工夫すること。
B委員 事務局 委員長	資料の分量は多いのか。スケジュールがタイトなので提出され次第、すべての資料をデータでもらえるか。 データでも提出してもらうので、データを送付させていただく。 スケジュール（案）については、原案どおり決定する。（結論）
委員長 事務局 C委員 B委員	4 事業候補者募集要項（案）について 5 採点基準表（案）について 議題4と5は、相互に関連する事項のため一括して議題とする。 （資料に基づき説明） 仕様書案のあいはいの正式名称は変更となったので修正を。 辞退するような事業者を避けるためには、企画提案書の項目は業務の質を確保するようになっており、適切ではないか。
委員長 委員一同 委員長	配布する様式以外の補助資料は認めないということによいか。 異議なし。 公平性を保つため配布する様式以外の資料は認めないこととする。 一次審査・二次審査の基準点だが、それぞれ60パーセントとすることについて、どうか。
委員一同 委員長 B委員	異議なし。 基準点はそれぞれ60パーセントとする。 二次審査の「発展性」について、「従来の方法」とは何か。今年度と比べてということか。

事務局	現在（令和4年度）の業務委託仕様書をベースに考えていただきたい。
委員長	仕様書は令和4年度のものであることを記載すること。
A委員	企画提案書で「ケースワーカーとの連携」とあるが、これは生活保護のケースワーカーでよいか。
事務局	ケースワーカーは生活保護のケースワーカーである。連携先としては保健師、子ども家庭支援センター等も含まれる。
A委員	そのことを仕様書にも追記できれば良い。
委員長	採点基準表にも記載すると採点者の共通認識となる。
事務局	仕様書には記載している。採点基準表には記載する。
B委員	見積額について、委員が採点するのは人件費が適正か判断するためと思うが、見積書に詳細が記載されるのか。
事務局	見積書に人件費等を記載するよう求める。
C委員	人件費の妥当性はどのように判断するのか。基準等が示されないと審査がばらつくのではないか。
事務局	過去の契約額を確認し、参考になるようであれば情報提供する。
委員長	見積額も各委員で採点するというところでよいか。
委員一同	異議なし。
委員長	判断の根拠を事務局から示すように。
C委員	加点について、5人の委員分が加算されるのか。
事務局	そのとおり。
委員長	加点も含めて基準点は60パーセントか。
事務局	加点は含まないで60パーセントと考えている。
B委員	質疑の時間はもう少し確保したほうが良いのでは。
A委員	時間に合わせてでよいのではないか。
C委員	ガイドラインで目安として15分程度となっている。
委員長	15分を目安として案のとおりとする。
	募集要項、採点基準ほか資料について、指摘のあった部分修正を加えた上で承認する。（結論）
	以上